

# 変更後

## 白百合訪問入浴介護ステーション神の園

指定訪問入浴介護事業（介護予防含む）運営規程

### （事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会が設置経営する白百合訪問入浴介護ステーション神の園において、介護保険並びに老人福祉法の理念に基づき、居宅において加齢・疾病等に伴う心身の変化により、要介護及び要支援状態になった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、居宅における入浴の援助を行うため、その運営及び利用について必要な事項を定め、指定訪問入浴介護事業（介護予防訪問入浴介護を含む）を実施することを目的とする。

### （運営基本方針）

- 第2条 当指定訪問入浴介護事業者（介護予防訪問入浴介護を含む）は訪問入浴介護サービス利用者一人一人の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った懇切丁寧なサービス提供に努めることを旨とする。
- 2 当指定訪問入浴介護事業者（介護予防訪問入浴介護を含む）は、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔保持、要介護状態の軽減若しくは悪化防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、利用者の状態に応じて適切な入浴介助を行う。
  - 3 当指定訪問入浴介護事業所（介護予防訪問入浴介護を含む）は、提供するサービスについて、自らその質の評価を行い、常にその改善を図るよう努める。
  - 4 当指定訪問入浴介護事業所（介護予防訪問入浴介護を含む）の事業の実施に当たっては常に地域との連携を重視し、関係行政機関をはじめとする居宅介護支援事業者、保健、医療、福祉サービス機関等との綿密な連携を図りつつ総合的なサービスの提供に努める。

### （事業所の名称）

第3条 当指定訪問入浴介護事業所（介護予防訪問入浴介護を含む）の名称は、「白百合訪問入浴介護ステーション神の園」（以下「当事業所」）とする。

### （事業所の所在地）

第4条 当事業所は、「京都府相楽郡精華町大字北稻八間小字焼山6番地」に事業所を設置する。

### （事業の実施主体）

# 変更後

第5条 当事業所の実施主体は、「社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会」とする。

(事業従事者の職種・員数・職務内容及び勤務体制)

第6条 当事業所は次のとおり管理者をはじめとする各職種の職員・員数を配置し、各職務内容を定める。

一、管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、

- (1) 事業所を代表し、職員等の管理及び業務統括の任にあたる。
- (2) 指定訪問入浴介護の利用の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- (3) 当該訪問入浴介護事業所の従事者にこの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (4) 他の業務と兼務して差し支えない。

二、看護職員 3名（兼務常勤者 2 専従非常勤者 1 兼務非常勤者 0）

看護職員は、

- (1) 利用者の健康チェックや健康状態の把握管理並びに緊急・急変状態への対応を行う。
- (2) 利用所の健康相談・看護指導及び各種サービス利用のための必要な看護措置を行う。
- (3) 利用者の関係医療機関との医療・看護上の連絡調整を図る。

三、介護職員 11名（兼務常勤者 4 兼務非常勤 7）

介護職員は、利用者への入浴介護サービスの提供に当たり、利用者的心身の状況を把握した上で、入浴介護に当たる。

- 2 当事業所は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護が提供できるよう、従事者の勤務体制を定める。
- 3 当事業所は、指定訪問入浴介護従事者の資質向上のため、研修等の機会を確保する。

(営業日及び営業時間)

第7条 当事業所の営業日及び営業時間を次のとおりとする。

- 一、 営業日 毎週月・火・水・金曜日（訪問入浴業務は午後ののみの営業とする。）
- 二、 休業日 木曜日・土曜日・日曜日、年末年始を定休日とする）
- 三、 営業時間 午後1時00分～午後5時00分までとする。

(利用定員)

# 変更後

第8条 当事業所の1日の訪問入浴介護サービス提供は通常3名までとする。

(訪問入浴介護サービスの内容と具体的取扱い方針)

第9条 当事業所の指定訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護を含む）サービス内容は次のとおりとする。

- ①健康チェック 入浴前後の体温・血圧・脈拍・呼吸数等測定による健康状態の確認実施及び静養
- ②入浴サービス 居宅における入浴が困難な利用者に対するサービスの提供。
  - 入浴形態 移動訪問入浴車搭載の訪問入浴介護専用特殊浴槽による入浴介護
  - 介護の種類 （利用者の必要に応じて行う。）
    - 衣服の着脱、身体の清拭・洗髪・洗身・その他必要な介助
- 2 指定訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護を含む）の提供に際しては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況を踏まえ必要なサービスを適切に提供する。
- 3 利用者及びその家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- 4 サービスの提供に当たっては介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 5 指定訪問入浴介護サービスの提供は、1回の訪問につき看護職員1名及び介護職員2名をもって行うものとし、これらの者のうち1名を当該サービスの責任者とする。ただし、利用者の身体の状態が安定していることから、利用者の身体の状況等に支障がないと認められる場合においては、主治医の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員をあてることが出来る。
- 6 介護予防訪問入浴介護サービスの提供は、1回の訪問につき看護職員1名及び介護職員1名を持って行うものとする。ただし利用者の身体の状況等に支障のない場合においては、主治医の意見を確認したうえで看護職員に代えて介護職員をあてることが出来る。

(訪問入浴介護サービス利用料)

第10条 当事業所が提供する訪問入浴介護サービス（介護予防訪問入浴介護サービス含む）の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし別紙のとおり定める。

- (1) 当事業所は、法定代理受領に該当する指定訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護を含む）を提供した際には、利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護を含む）に係わる居宅サービス介護費用基準額又は居宅介護支援サービス費用基準額から当該事業所に支払われる居宅サービ

## 変更後

ス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- (2) 当事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護を含む）を提供した際に支払いを受ける利用料の額と、指定訪問入浴介護に係わる居宅介護サービス費用基準額又は居宅介護支援サービス費用基準額との間に、不合理な差異は設けない。

但し、下記項目については別途利用料の支払いを受ける。

一、 訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護を含む）の中で提供されるサービスの内、日常生活において通常必要となるものに係わる費用で利用者が負担するこ<sup>ト</sup>が適<sup>当</sup>と認められる費用実費

二、 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係わる費用実費

- 2 前項の費用負担を含むサービス提供実施については、事前に利用者又は家族・関係者に対し利用料の提示を行い、サービス内容及び費用を説明の上、書面による同意を得る。

- 3 利用料の支払いは、現金又は事業所指定の銀行口座により、指定期日までに支払を受ける。

(事業の通常実施地域)

第11条 当事業所の通常の事業実施地域は精華町全域（他の市町村については要相談。）

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 サービス利用にあたっては留意事項を利用者または関係家族に説明を行い、同意を得ることとする。

- 2 サービス利用についての留意事項は下記のとおりとする。

- (1) 利用の近日に体調の変化等のあった場合、または継続している場合には事業所へ連絡すること。  
(2) 訪問入浴介護職員に金品を与える行為は行わないこと。  
(3) サービスの提供にあたって、利用者の居宅における必要な設備、備品の使用と、電気、ガス、水道等の費用については利用者の負担となること。

(サービス実施状況等の記録)

第13条 当事業所は指定訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護を含む）サービス提供実施に際し、日々のサービス実施内容と状況及び定期的な入浴介護目標の達成

# 変更後

状況を記録するほか、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要事項を所定の書面に記録し、保管する。

## (秘密保持)

第14条 当事業所の従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

2 前項の規程にかかわらず、利用者の居宅サービス計画に基づき居宅サービスを円滑に実施する為に行うサービス担当者会議等において必要な場合、あらかじめ利用者本人または家族の同意を得て、利用者及び家族に関する個人情報を用いる場合がある。

## (苦情処理等)

第15条 当事業所は、本事業所が提供した指定訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護を含む）サービスに係わる利用者等からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置及び担当者の配置を行い、必要に応じて独自の事実関係調査、改善措置を講じる他、利用者又は家族に対する説明を行い、その記録の整備等必要措置を講じる。

2 当事業所は、法第23条の規定により市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 当事業所は、国民健康保険団体連合会が行う法第176条第2項第二号の調査に協力するとともに、同会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善をおこなう。

## (事故発生時の対応等)

第16条 当事業所は、利用者に対する指定訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護を含む）サービスの提供により事故が発生した場合は市町村及び当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、指定訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護を含む）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

## (衛生管理等)

第17条 当事業所は、指定訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護を含む）の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具、その他の介護用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具、その他の介護用品については衛生的な管理に努めるとともに、サービスの提供ごとに消毒した

# 変更後

物を使用する。

- 2 当事業所は、従事者において、常に独自の健康管理と感染症に対する予防と蔓延防止対策の知識習得の研鑽を深め、適切な対応が図れるよう努める。

## (緊急時における対応)

第18条 当事業所は、指定訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護を含む）サービス提供時において利用者的心身の状況に急変等緊急事態が発生した時は、速やかに当該利用者の主治医又は協力医療機関に連絡を行い適切な措置を講じる。

## (雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

### 第19条

- 男女雇用均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の処置を講ずるものとする。
- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
  - (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
  - (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

## (業務継続計画（B C P）の対策等)

### 第20条

- 感染症や非常災害の発生において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じる。  
(令和6年4月1日まで経過措置期間とする。)

## (虐待防止に関する事項)

第21条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 変更後

(その他運営に関する留意事項)

第22条 当事業所は、運営に関する次の留意事項を定める。

- (1) 本規定第6条3項について、従事者採用研修（1ヶ月以内）、経験年数別研修（随時）を実施すること。
- (2) 従事者は、利用者や家族等事業関係者に対し施設従事者であることを証するため、当該事業所の名称、従事者の氏名、従事者の職能等を記載した身分証を携行すること。
- (3) 従事者は、設備、備品及び利用者負担金出納簿等会計に関する諸記録並びにケース記録、その他必要な記録、帳簿を整備し完結の日から法定年数に応じて保管すること。
- (4) 当該事業会計とその他の事業会計とを区分して行い、毎年4月1日から翌年3月31日を会計期間とする。

### 付 則

この運営規定は 平成12年4月1日より施行する  
平成15年4月1日より施行する  
平成15年10月1日より施行する  
平成16年11月1日より施行する  
平成17年4月1日より施行する  
平成18年4月1日より施行する  
平成19年4月1日より施行する  
平成20年4月1日より施行する  
平成21年4月1日より施行する  
平成22年4月1日より施行する  
平成23年4月1日より施行する  
平成24年4月1日より施行する  
平成25年4月1日より施行する  
平成26年4月1日より施行する  
平成27年4月1日より施行する  
平成28年3月1日より施行する  
平成28年4月1日より施行する  
平成28年5月1日より施行する  
平成29年4月1日より施行する  
平成30年4月1日より施行する  
平成31年4月1日より施行する

## 変更後

令和元年10月1日より施行する  
令和2年4月1日より施行する  
令和3年4月1日より施行する  
令和4年4月1日より施行する  
令和4年9月1日より施行する  
令和5年4月1日より施行する  
令和5年4月1日より施行する  
令和6年4月1日より施行する（介護報酬改定）  
令和6年6月1日より施行する（介護報酬改定）  
令和7年4月1日より施行する

白百合訪問入浴介護ステーション神の園指定訪問入浴介護事業（介護予防含む）運営規定（別表）

### ◆介護保険適用料金

（自己負担額：各利用者の負担割合に応じた額）

【訪問入浴介護】 1単位：10.42円（地区区分6級地）

### 【基本利用料】

#### ①入浴（1回あたり）

要介護度	単位数
要介護 1～5	1,266単位
要支援1～2	856単位

#### ②部分浴・清拭（1回あたり）

要介護度	単位数
要介護 1～5	1,139単位
要支援1～2	770単位

#### ③介護職員3名（予防訪問入浴：介護職員2名）での入浴

（1回あたり）

要介護度	単位数
要介護 1～5	1,203単位
要支援1～2	813単位

#### ④介護職員3名（予防訪問入浴：介護職員2名）での部分浴・

清拭（1回あたり）

要介護度	単位数
要介護 1～5	1,083単位

## 変更後

要支援1～2	732単位
--------	-------

### 【各種加算】

内 容	
看取り連携体制加算	64単位/回 ※死亡日および死亡日以前30日以下に限る
サービス提供体制強化加算Ⅰ (1回あたり)	44単位
介護職員等処遇改善加算Ⅰ (1ヶ月あたり)	(利用総単位数×10%) 単位
初回加算	200単位 (新規初回のみ)

### ◆その他の利用料金

訪問入浴サービスの提供にあたって必要となるバスタオル、タオル、入浴剤等は当事業所所定のものを使用しますが、ご契約者がその嗜好、または個人の生活上の必要から特別な選定をされる場合、ご契約者で用意していただくか、実費相当分を頂くことになります。